

改 正 後	現 行
<p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>(一) 就労定着支援サービス費の区分について</p> <p>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、<u>就労定着支援を提供した</u>月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業</p>	<p><u>報酬告示第14の19の福祉・介護職員等特定待遇改善加算について</u> <u>は、2の(1)の②の規定を準用する。</u></p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>① 就労定着支援の対象者について</p> <p>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援A型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月30日に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。</p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>(一) 就労定着支援サービス費の区分について</p> <p>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び</p>

改 正 後	現 行
<p>所における利用者数及び就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。</p> <p>ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。</p> <p>イ アの過去3年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。） <p>ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 ・ 雇用された事業所が倒産した場合 ・ 利用者が死亡した場合 <p>新たに指定を受ける場合の<u>初年度の</u>就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前</p>	<p>就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。</p> <p>ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。</p> <p>イ アの過去3年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。） <p>ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 ・ 雇用された事業所が倒産した場合 ・ 利用者が死亡した場合 <p><u>なお、</u>新たに指定を受ける場合の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月</p>

改 正 後	現 行
<p>月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。</p> <p>エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。</p> <p>オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p> <p><u>また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着率については、直近1年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。</u></p> <p>キ 支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。</p> <p>ク キのうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>ケ ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出</p>	<p>末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。</p> <p>エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。</p> <p>オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>カ エ÷オにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</u></p> <p><u>(例1) 令和3年4月に支援の提供を開始した場合の利用者数及び就労定着率の算出方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年4月から令和3年9月まで</u> <ul style="list-style-type: none"> → <u>利用者数：支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%</u> → <u>就労定着率：支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</u> ・ <u>令和3年10月から令和4年3月まで</u> <ul style="list-style-type: none"> → <u>利用者数：令和3年4月から令和3年9までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率：令和3年4月から令和3年9月までと同じ</u> ・ <u>令和4年4月から令和5年3月まで</u> <ul style="list-style-type: none"> → <u>利用者数：令和3年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率：令和3年度の利用者の総数のうち令和3年度末日において就労が継続している者の数の割合</u> ・ <u>令和5年4月から令和6年3月まで</u> <ul style="list-style-type: none"> → <u>利用者数：令和4年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率：令和4年度の利用者の総数のうち令和4年度末日において就労が継続している者の数の割合</u> 	

改 正 後	現 行
<p><u>所月数で除した数</u></p> <p>→ <u>就労定着率: 令和3年度及び令和4年度の利用者の総数のうち令和4年度末日において就労が継続している者の数の割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和6年4月から令和7年3月まで</u> <p>→ <u>利用者数: 令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u></p> <p>→ <u>就労定着率: 令和3年度、令和4年度及び令和5年度の利用者の総数のうち令和5年度末日において就労が継続している者の数の割合</u></p> <p><u>(例2) 令和3年6月に支援の提供を開始した場合の利用者数及び就労定着率の算出方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年6月から令和3年12月まで</u> <p>→ <u>利用者数: 支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%</u></p> <p>→ <u>就労定着率: 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和4年1月から令和4年3月まで</u> <p>→ <u>利用者数: 令和3年6月から令和3年11月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>→ 就労定着率：令和3年6月から令和3年12月までと同じ</p> <p>・ 令和4年4月から令和4年5月まで</p> <p>→ 利用者数：令和3年10月から令和4年3月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p> <p>→ 就労定着率：令和3年6月から令和3年12月までと同じ</p> <p>・ 令和4年6月から令和5年3月まで</p> <p>→ 利用者数：令和3年6月から令和4年5月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p> <p>→ 就労定着率：令和3年6月から令和4年5月までの利用者の総数のうち令和4年5月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <p>・ 令和5年4月から令和6年3月まで</p> <p>→ 利用者数：令和4年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p> <p>→ 就労定着率：令和3年6月から令和5年3月までの利用者の総数のうち令和4年度末日において就労が継続している者の数の割合</p> <p>・ 令和6年4月から令和7年3月まで</p> <p>→ 利用者数：令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p> <p>→ 就労定着率：令和3年6月から令和6年3月までの利用者の総数のうち令和5年度末日において就労が継続</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>している者の数の割合</u></p> <p>・ 令和7年4月から令和8年3月まで</p> <p>→ <u>利用者数:令和6年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u></p> <p>→ <u>就労定着率:令和4年度、令和5年度及び令和6年度の利用者の総数のうち令和6年度末日において就労が継続している者の数の割合</u></p> <p>(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>ア 就労定着支援の提供に当たっては、<u>利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を</u>1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。<u>また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うこと</u>を想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。<u>支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」（令和3年3月30日付障障発第0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。</u></p> <p>イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就</p>	<p>(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>ア 就労定着支援の提供に当たっては、<u>指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を</u>1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。</p>

改 正 後	現 行
<p>労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、<u>促進法施行規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金</u>の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</p> <p><u>(三) 令和3年度における就労定着支援サービス費の算定について</u></p> <p><u>令和3年度における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。</u></p> <p>ア 平成30年度、令和元年度及び令和2年</p> <p>イ 平成30年度及び令和元年度</p>	<p>イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、<u>雇用安定助成金（障害者職場適応援助コースのことをいう。）</u>の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</p> <p>ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。</p> <p>また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>④ <u>定着支援連携促進加算</u>の取扱い</p> <p>(一) <u>報酬告示第14の2の2の定着支援連携促進加算</u>については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算する。</p> <p>ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイド</p>	<p>③ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第14の2の1の注4については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。</p> <p>なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第206条の10に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p>④ <u>企業連携等調整特別加算</u>の取扱い</p> <p>報酬告示第14の2の2の企業連携等調整特別加算については、職場への定着支援について、支援開始1年間は障害者本人に対する支援回数も頻回になる傾向があるとともに、雇用された企業、医療機関等との関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り加算する。</p> <p>例えば、平成30年4月から指定を受けて就労定着支援を開始する場合には、就労定着支援の利用者は支援開始1年目となるので当該加算の算定が可能となる。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>「ライン」等を遵守すること。</u></p> <p><u>ア 障害者就業・生活支援センター</u></p> <p><u>イ 地域障害者職業センター</u></p> <p><u>ウ ハローワーク</u></p> <p><u>エ 当該利用者が雇用されている事業所</u></p> <p><u>オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等</u></p> <p><u>カ 特定相談支援事業所</u></p> <p><u>キ 利用者の通院先の医療機関</u></p> <p><u>ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村</u></p> <p><u>ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</u></p> <p><u>(二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</u></p>	<p>⑤ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の3の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。 なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。</p> <p>⑥ 就労定着実績体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合が前年度において100分の70以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。</p> <p>(三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年</p>

改 正 後	現 行
<p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3の(3)の⑪の<u>(二)</u>のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>(7) 自立生活援助サービス費</p> <p>① 自立生活援助サービス費について (一) 自立生活援助サービス費の対象者について ア 自立生活援助サービス費(I)については、障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所</p>	<p>間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割合が100分の70以上の場合は、平成31年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3の(3)の⑪のイに掲げる職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>(7) 自立生活援助サービス費</p> <p>① 自立生活援助サービス費について (一) 自立生活援助サービス費の対象者について ア 自立生活援助サービス費(I)については、障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所</p>

改 正 後	現 行
<p>していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから1年以内（退所等した日から1年を経過した日の属する月まで）の期間<u>又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身での生活をすることになった障害者であって、単身生活を開始した日から1年以内の期間</u>について、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</p>	<p>含む。）に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから1年以内（退所等した日から1年を経過した日の属する月まで）の期間について、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</p>
<p>（二）自立生活援助サービス費の算定について</p> <p><u>ア</u> 自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に掲げる地域生活支援員1人当たりの利用者</p>	<p>イ 自立生活援助サービス費（II）については、施設退所者であつて、退所等した日から1年を超える者又は現に居宅において単身であるため、若しくは同居している家族等が障害、疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であつて、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>（二）自立生活援助サービス費の算定について</p> <p>自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第</p>